

平成 2 9 年 第 2 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

日 時 平成 2 9 年 3 月 2 日(木)

午後 1 時 3 0 分

場 所 三種町役場第 3 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 9号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第10号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第11号 選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて
 - 議案第12号 選挙人名簿の移替えの延期について
 - 議案第13号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて
 - 議案第14号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - 議案第15号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて
 - 議案第16号 ポスター掲示場の設置場所の変更について
- 4 その他

議案第9号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成29年3月2日付けで選挙人名簿に登録する。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 新有権者登録 | 平成29年3月1日までに満18歳に達する者
生年月日：
平成10年12月3日から平成11年3月2日まで
男 15人 女 22人 小計 37人 |
| 2 | 転入登録 | 平成28年12月1日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：
平成28年9月2日から平成28年12月1日まで
男 22人 女 21人 小計 43人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 37人 女 43人 合計 80人 |

議案第10号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成29年3月2日付けで選挙人名簿から抹消する。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

- 1 死亡抹消者 届出日：平成28年12月2日から平成29年3月1日まで
男 48人 女 41人 小計 89人
- 2 転出抹消者 平成28年11月1日以前に三種町から転出した者
転出日：平成28年8月2日から平成28年11月1日まで
男 23人 女 36人 小計 59人
- 3 抹消者総数 男 71人 女 77人 合計 148人

報告第1号

登録の移替えをした者について

平成29年3月2日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

平成28年12月2日から平成29年3月1日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 11人 女 27人 合計 38人

報告第2号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は311である。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第3号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,182である。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

参 考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

議案第 1 1 号

選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて

平成 2 9 年 4 月 9 日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙に伴い、平成 2 9 年 3 月 2 3 日及び平成 2 9 年 3 月 3 1 日に縦覧に供する平成 2 9 年 3 月 2 2 日及び平成 2 9 年 3 月 3 0 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を次のとおり定める。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

縦覧の場所 三種町鶉川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第12号

選挙人名簿の移替えの延期について（選挙時）

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

移替えを延期する期間

平成29年3月10日から平成29年4月9日まで

議案第13号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

【秋田県知事選挙】

平成29年3月22日（水）

【秋田県議会議員補欠選挙】

平成29年3月30日（木）

議案第14号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における三種町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近藤 範夫

開票管理者 住 所 三種町下岩川字小町川向29番地3
氏 名 近藤 範夫

職務代理者 住 所 三種町外岡字逆川56番地3
氏 名 田村 明

議案第15号

開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近藤 範夫

日 時 平成29年4月6日（木）午後5時30分

場 所 三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第16号

ポスター掲示場の設置場所の変更について

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所の一部を次のとおり変更する。

平成29年3月2日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近藤 範夫

変更前 No.103 三種町豊岡金田字森沢1番地2（山本総合支所入口）

変更後 欠番

【今後の日程】

22日（水） 第3回選挙管理委員会
（知事選選挙時登録、知事・県議補選関連）
午前9時 第2会議室

23日（木） 秋田県知事選挙 告示日

24日（金）～4月8日（土） 知事選期日前投票・不在者投票

3月30日（木） 第4回選挙管理委員会
（県議補選選挙時登録、琴丘土改選関連）
午前9時 第2会議室

31日（金） 秋田県議会議員補欠選挙 告示日

4月 1日（土）～8日（土） 県議補選期日前投票・不在者投票

3日（月） 選挙公報発送（郵送）

6日（木） 開票立会人届出期限・くじ
届出期限 午後5時 くじ 午後5時30分（第2会議室）

8日（土） 第5回選挙管理委員会（抹消登録）
午前10時 第2会議室

9日（日） 秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙 投・開票日
投票 午前7時～午後7時（勝平・落合は午後6時まで）
開票 午後8時開始 三種町八竜体育館
※委員長は午前8時30分、委員の方は午後1時より従事。